

令和7年度

第1回米子市文化奨励賞選考委員会

日時：令和7年11月19日（水）午前10時開会

場所：米子市役所第2庁舎2階第2会議室

- 1 課長挨拶
- 2 米子市文化奨励賞概要説明
- 3 委員長及び職務代理者の選出
- 4 議題
 - (1) 候補者の説明
 - (2) 最終選考候補者の選出

- 5 次回会議の日程調整

日時：令和8年 月 日（ ） 時 分

場所：米子市役所第2庁舎

- 4 その他

米子市文化奨励賞選考委員会委員名簿

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

氏名	選出区分	備考
内田 聖	学識経験者（文化活動関係）	
石田 宏美	学識経験者（文化振興関係）	
中村 由利子	学識経験者（文化芸術関係）	
柳沢 順子	学識経験者（報道機関関係）	
青戸 貴子	学識経験者（美術関係）	
藤山 嗣郎	学識経験者（舞台芸術関係）	
山本 恭子	学識経験者（歴史関係）	
小谷 幸久	学識経験者（社会教育関係）	

米子市文化奨励賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化活動の振興及び高揚を図るため、地域文化の振興に貢献のあった者に対し、米子市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈呈するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化奨励賞)

第2条 文化奨励賞は、市長が毎年度個人1人及び団体1団体を選考するものとする。ただし、当該年度において該当する個人又は団体がないと認める場合は、この限りでない。

2 文化奨励賞の受賞者（以下「受賞者」という。）には、賞状及び楯を贈呈するものとする。

3 前項の贈呈に際し、当該受賞者に対し贈呈する目的で市民等から金品等の提供の申出があった場合は、副賞として、当該市民等の名をもって当該金品等を贈呈することができる。

(対象者)

第3条 文化奨励賞の対象者は、次に掲げる要件に該当する個人又は団体とする。

(1) 本市における文化の向上に活躍し、一定の成果を収めていること。

(2) 今後一層研さんし、その活動が期待されること。

(3) 個人の場合には、市内に住所若しくは居所（次号において「住所等」という。）を有し、又は通勤し、若しくは通学していること。

(4) 団体の場合には、市内に所在していること、又はその構成員に、市内に住所等を有し、若しくは通勤し、若しくは通学している者が含まれていること。

(選考委員会)

第4条 前条の対象者のうちから受賞者を選考するため、米子市文化奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 選考委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 選考委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(結果報告)

第8条 委員長は、会議における選考を終えたときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による選考結果の報告があったときは、これを尊重して受賞者を決定するものとし、その結果をその者に通知するものとする。

(文化奨励賞贈呈簿)

第10条 受賞者については、文化奨励賞贈呈簿に記載し、永くこれを保存するものとする。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に旧米子市文化奨励賞実施要綱(平成3年3月1日施行)の規定に基づき文化奨励賞を受けた者は、この要綱の規定に基づく受賞者とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に米子市文化奨励賞選考委員会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

米子市文化奨励賞の審査事務要項

この要項は、米子市文化奨励賞の実施に関し、米子市文化奨励賞実施要綱（平成17年9月1日施行）に定めるもののほか、米子市文化奨励賞の審査事務を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

1 候補者の推薦（情報提供）

(1) 推薦者

米子市文化奨励賞選考委員及び米子市文化奨励賞の主管課長とする。

(2) 推薦方法

米子市文化奨励賞候補者推薦書（別記様式1）により、主管課に提出することとする。

(3) 推薦の基準

要綱の定める次の要件をすべて満たすこと。

ア 個人の場合にあっては、市内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学していること。団体の場合にあっては、市内に所在していること、又はその構成員に、市内に住所等を有し、若しくは通勤し、若しくは通学している者が含まれていること。

イ 本市における文化の向上に活躍し、一定の成果を収めていること。

ウ 今後一層研鑽され、その活動が期待されること。

【推薦に当たっての留意事項】

- ① 候補者の推薦に当たっては、芸術・歴史文化の分野における活動を主に行っている個人又は団体（それらの活動を通じたまちづくり等に貢献しているものを含む。）であること。
- ② 活動歴の長い団体は、「米子市表彰（善行表彰）」の候補とし、「米子市文化奨励賞」の対象としないこと。
注一 1 「長い」とは、活動歴が概ね10年を超える場合を言う。
注一 2 善行表彰については、裏面の参考資料一1（米子市表彰条例）を参照
- ③ 個人（プロを含む。）の場合、活動歴の期間は問わないこと。
- ④ 県、市、企業等からの補助金等（助成金や寄付を含む。）が、活動の主たる運営資金となっている団体は、対象としないこと。
- ⑤ 選考委員は、推薦するかどうかの判断がつかかねる候補者がある場合は、原則として推薦書に記載し、選考委員会の判断に委ねること。
- ⑥ 第1回目の委員会で最終審査に残った候補者を推薦した選考委員は、候補者調書の作成に協力すること。

※市が考える文化奨励賞の対象範囲は、主な活動が芸術文化、文芸、郷土歴史活動、またこれらの活動を通じたまちづくり等を想定しています。

2 受賞者の選考

(1) 受賞者の選考に当たっては、これまでの文化奨励賞の受賞者と同程度若しくはそれ以上の評価を有する個人・団体を基本とすること。

これに該当する者がいなかった場合は、当該年度における受賞者を見送ることができること。

(2) 受賞者を選考する場合の判断基準は、概ね次に定める要素を総合的に勘案して、優先順位を決定するものとする。

ア 活動実績

賞の受賞又はそれに準ずる社会的な評価を受けていること。

イ 地域貢献

本市の文化の振興に寄与していること。

ウ 将来性

今後とも、活動実績が大きく評価され、又は地域文化の振興に寄与する可能性が高いこと。

エ 特記事項

上記の3つの要素以外に、特に高く評価されるべき事項があること。

(3) 前年度候補者で受賞しなかったものが、次年度において再度推薦された場合は、新たな候補者として選考すること。

3 委員会の開催

(1) 第1回目の委員会

推薦のあった候補者の要件審査を中心に候補者の適否を審査する。あわせて、候補者が多数あった場合は、個人・団体とも3組程度まで絞込みを行うものとする。

(2) 第2回目の委員会

主管課は、第1回目の審査会で最終審査に残った候補者の調書を作成する。この場合、当該候補者を推薦した審査会委員は、調書の作成に協力することとする。

第2回目の委員会において、前項の選考基準に基づき受賞者の本選考を行い、その結果を市長に報告することとする。

4 その他

この要項の解釈について疑義が生じた場合又はこの要項に定めのない事項については、選考委員会に諮って、定めるものとする。

5 施行期日

この要項は、平成28年度の文化奨励賞の選考から施行する。

参考資料—1

○文化奨励賞ではなく、米子市表彰条例規定によるもの

・ 対象者：芸術及び文化の振興発展に尽力し業績が顕著な者・団体

個人	特別功勞表彰	特別功勞者
	功勞表彰	功勞者
		寄付行為功勞者
善行表彰	善行者	
	寄付行為善行者	
団体	善行表彰	善行団体
		寄付行為善行団体

米子市文化奨励賞受賞者一覧

米子市文化奨励賞受賞者一覧

	年度	団体	個人
第1回	平成2年度	よなご童謡の会	
第2回	平成3年度	米子がいな太鼓保存会	
第3回	平成4年度	演劇集団あり	
第4回	平成5年度	米子こども劇場	
第5回	平成6年度	米子盆踊り保存会	
第6回	平成7年度	米子美術家協会	
第7回	平成8年度	米子工芸会	杉山 昌史
第8回	平成9年度	綸の会	塩見 佐恵子
第9回	平成10年度	歴史教室サマースクール運営委員会	福島 多暉夫
第10回	平成11年度	第九公演推進委員会	安藤 紬三
第11回	平成12年度	レインボージャズオーケストラ	野坂 勇作
第12回	平成13年度	米子をおもしろくしよう会	本池 秀夫
第13回	平成14年度	ザ・スピリッツ	浦木 誠一
第14回	平成15年度	わらい通り協議会	玉井 詞
第15回	平成16年度	ほっとスタッフ	はらだ としこ
第16回	平成17年度	むきばんだ応援団	高木 和美
第17回	平成18年度	ゴスペルオーブ	松本 薫
第18回	平成19年度	アゴラほうき	安部 朱美
第19回	平成20年度	ミュージカル劇団ゆめ	今出 和史
第20回	平成21年度	夢蔵プロジェクト	坂上 達也
第21回	平成22年度	福生東大凧同好会	野坂 知子
第22回	平成23年度	宇田川青少年育成会	山城 裕子
第23回	平成24年度	米子建築塾	小椋 美香子
第24回	平成25年度	よなご映像フェスティバル実行委員会	上田 京子
第25回	平成26年度	就将の宝・散策の会	足立 伸一
第26回	平成27年度	米子ケヤキ通り振興会	木村 仁愛
第27回	平成28年度	コール・凛 - Ring -	長谷川 有沙
第28回	平成29年度	米子まちなか歩こう会	浜野 洋一
第29回	平成30年度	よなご宇沢会	石原 奈津子
第30回	令和元年度	(一社)米子観光まちづくり公社	赤井 孝美
第31回	令和2年度	彼岸花の里づくりプロジェクト実行委員会	藤井 浩基
第32回	令和3年度	小さな今井	青巳 はなね
第33回	令和4年度	Reading ACT	杉山 清香
第34回	令和5年度	AIR475	岡 雄一
第35回	令和6年度	岡本おさみさんを語る会	萱野 雄一